

医療情報取得加算について 当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

国が定めた診療報酬算定要件医従い、令和6年12月1日より下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時

医療情報取得加算 1点

再診時 (3月に1回に限り算定)

医療情報取得加算 1点